

NPO法人のウェブ報告システムの構築

(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当))

参考資料1
(別添)

令和2年度第3次補正予算額 0.9億円

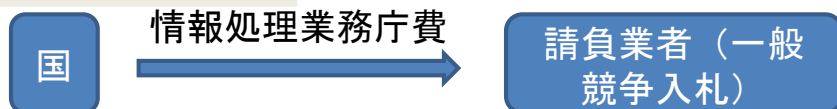
事業概要・目的

- NPO法では、NPO法人が所轄庁(都道府県及び政令市)に提出すべき書類等や、閲覧に備え置くべき書類等を規定しています。同時に、書面提出を原則としつつ、条例で定める場合には電磁的に提出したり、電磁的に閲覧に供することを可能とする規定を設けています。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太の方針)」において、「NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人が活動しやすい環境を整備する」ことが盛り込まれました。
- さらにNPO議連において、関係議員からNPO法人の事務負担軽減の徹底を指摘され、現在、国会への提出手続が進められているNPO法改正案の附則にもNPO法に基づく事務又は業務のデジタル化を推進する旨の規定が盛り込まれているところです。
- このように緊要性が高まっている状況を踏まえ、書面の対面提出や押印の見直しを徹底し、NPO法人側や所轄庁の事務の利便性向上や効率化を図る観点からも、NPO法に基づく各種事務のオンライン化の実現に向けて早急に整備を行います。

事業イメージ・具体例

- NPO法人が所轄庁に提出すると規定されている書類について、NPO法人がウェブサイトを通じてオンラインで入力し、所轄庁もオンラインで事務を行うことが可能なシステムに向けて検討を進め、環境整備を行います。
- マイナポータル等との連携並びに「NPO情報管理・公開システム」の令和5年度の政府共通プラットフォームへの移行を視野に、対応したシステム開発を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 提出書類をオンライン化することで、NPO法人や所轄庁双方において、事務の省力化、コスト削減が推進されます。